

近代オマーンにおけるインド人とイギリス の領事裁判権 ——インド人の位置と役割の変遷——

福田 安志

はじめに

アラビア半島の海岸部の港町には、歴史上、商業や貿易、あるいは手工業などに従事したインド亜大陸の出身者が多数居住していた。本稿では、オマーンのマスカトの町に居住していたインド亜大陸の出身者に焦点を当て、そのオマーンとの関係が歴史的にどのように変化したかを検討し、その上で19世紀後半のイギリスの領事裁判をめくり起きた法的管轄権の問題について考察し、オマーンに居住したインド亜大陸の出身者がオマーンの世界史においてどのような役割を果たしてきたかについて明らかにしたい。

なお、本稿では、インド亜大陸の出身者を一括して示す言葉として「インド人」との用語を用いることとする。オマーンに住んでいたインド人の多くはマスカトに居住していた。その出身地は現在のインドの西部海岸地方の出身者が多かったが、現在のパキスタン出身者もいるなど、そのインド亜大陸での所属は歴史的に変遷していた。個々のインド人の出身地を特定することは困難なことも多く、本稿では、それらの多様なインド亜大陸の出身者をインド人と呼ぶこととする。

本稿の前の部分では、オマーンにおけるインド人の存在がオマーンにとってどのようなものであったかについて検討し、オマーンでのインド人の位置と役

割の変化について歴史的に検証する。イギリスは1867年に、ヴィクトリア女王の名前でマスカトでのイギリスの領事裁判について定めた「マスカト枢密院勅令」(The Muscat Order in Council)を發布した。同枢密院勅令が發布された時期は、インドでのイギリスの直接支配が開始され、インド人の法的立場をめぐる扱いが変化していた時期に当たる。イギリスはその枢密院勅令の中でインド人を“British subject”と記載し領事裁判権を及ぼそうとしたが、そのことをめぐりオマーンのスルターンとイギリスとの間で対立が生じた。最終的に、領事裁判でのインド人の法的管轄権はイギリスの下にあることがスルターンによって承認された。イギリスとインドとの関係の変化によって、オマーンにおけるインド人の位置は大きく変化した。それは、20世紀に入ってからのイギリスによるオマーン支配の確立につながっていく。

マスカトの町に住んでいたインド人を取扱った研究としては、R.G. Landenの研究書とC. Allenの研究論文がある⁽¹⁾。R.G. Landenの研究書は1856年以降のオマーンの近代史を述べたもので、その中でマスカトに住んでいたインド人の状況と役割についても述べられている。また、C. Allenは、19世紀のオマーンの貿易活動とインド系のシーア派住民⁽²⁾に焦点を置いて検討している。しかし、それらの中では1867年のマスカト枢密院勅令とイギリスの領事裁判についての問題は検討されていない。同枢密院勅令とインド人に関する領事裁判権の問題は、オマーンでのイギリス支配の確立過程でインド人が果たした役割を理解する上で重要であり、本稿で検討することとした。

なお、本稿は、2014年12月1日に行われたマレーシアのマラヤ大学の国際会議における筆者の研究報告、および2015年の11月3日のアラブ首長国連邦のニューヨーク大学アブダビ校での国際会議における筆者の研究報告に基づき、それらの内容を再検討したうえで作成したものである⁽³⁾。

1. マスカトとインド人

オマーンのマスカトは、幅約 250 キロメートルのバーティナ海岸平野の最南端に位置し、海に面した東側を除く 3 方を険しい岩山から成る山地に囲まれた、幅・奥行きともに数百メートルほどの狭い場所にある町である。周囲の山地は天然の障壁となり、町を敵襲から守る役割を果たしてきた。海側はある程度の水深のある天然の良港で、岩山は港を抱える形で海にせり出し港を強風から守る役割を果たしてきた。インド洋のモンスーン風の本流から離れた場所に位置しており、強風を受けない寄港地として大型帆船には向いていた。ポルトガルの時代に港を囲む岩山には要塞が作られ、敵襲への備えとなっていた。

その地形と、海岸平野や内陸部との交流が難しかった孤立した地理上の位置のために、マスカトはオマーン産品の輸出やオマーンが輸入する商品を取扱う貿易の拠点としては難点があった。そのマスカトが発展し、インド洋西部海域における貿易上の重要拠点となったのはポルトガルの支配下の事であった。ポルトガルは 16 世紀の初めにマスカトを支配下に置き、以後、1650 年にオマーンのヤアーリバ朝がマスカトを奪回するまで、150 年近くマスカトを中継貿易と海洋支配の拠点として使ってきた。

当時のオマーンは内陸部には険しい山地が広がり、経済的にも豊かではなく、主な輸出品はデーツ（乾燥させたナツメヤシの実）や馬などで⁽⁴⁾、経済的な魅力が少なかったために、ポルトガルはマスカトを支配したのみで、その他のオマーンの地域を支配しようとはしなかった。マスカトは、ポルトガルが使用していた大型帆船が寄港できるアラビア半島周辺では数少ない天然の良港であり、ポルトガルはマスカトを中継貿易の拠点と位置づけ、また、ペルシャ湾の出入り口のホルムズ海峡に近くペルシャ湾交易を支配する上で重要な場所にあったため、インド洋西部海域からペルシャ湾にかけての海洋交通を支配する

ための拠点として用いた。

ポルトガルはマスカトに守備隊を配置したが、孤立したマスカトの地理上の位置はポルトガルの拠点維持を容易にし、1世紀半にわたりポルトガルの支配が続くこととなった。1623年のイギリスの報告書では、ポルトガルはマスカトに7,000人の人員を配置しているとされる⁽⁵⁾。その記述は、実際に7,000人の守備兵がいたことを明示しているわけではないと思われるが、マスカトがインド洋西部地域におけるポルトガルの最重要拠点であったことは間違いがない。

マスカトにいつ頃からインド人が住むようになったのかについては、ポルトガル以前については史料が存在せず不明である⁽⁶⁾。史料でマスカトでのインド人の存在が確認できるのはポルトガルの時代になってからの事である。ポルトガルの時代にはマスカトではインドなどとの貿易が盛んになり、それに伴って、マスカトに住むインドが増えていった。

Pietro della Valleの1625年の旅行記では、当時のマスカトの住民は、ポルトガル人、アラブ人、インド人、キリスト教徒、ユダヤ人であったと記されている⁽⁷⁾。1640年の日付を持つイラクのバスラからのイギリスの商館報告では、「マスカトからの商船隊が到着したが、その積み荷の多くはMoorやBanianに帰属するもので、ポルトガル人の荷物は少なかった」と記されている⁽⁸⁾。そこに記されているMoorとはアラブ人の事を指していると考えられるが⁽⁹⁾、Banianはヒンズー教徒のインド人商人を指す言葉であり⁽¹⁰⁾、記述は、マスカトにインド人商人が住み貿易活動を行っていたことを示唆している。

ポルトガルは、インド洋支配の当初はポルトガル人以外の手になるインド洋貿易を強く規制していたが、時代とともに規制は緩まり、実際のインド洋貿易ではインド人やアラブ人による貿易活動が増えていったのである⁽¹¹⁾。ポルトガルの中継貿易の拠点であった17世紀のマスカトにはインド人商人なども住むようになっていた。

ポルトガルはマスカトに多数の守備隊を配置していたが、マスカト守備隊への食糧や日用品の供給業務やその他の様々なロジ関係の用務に就いていたインド人も存在した。マスカトはオマーンの内陸部で興ったヤアーリバ朝の手で、1650年にオマーン人の手に奪回された。19世紀前半に書かれたオマーン人の手になるオマーンのイマーム伝では、マスカト奪回の時には、マスカトに住みポルトガル守備隊への物資の供給を行っていたヒンズー教徒のインド人商人の Narūtam al-Bāniyānī がヤアーリバ朝と内通し、ヤアーリバ朝の軍隊をマスカトに引き込んだとされる⁽¹²⁾。

Narūtam がヤアーリバ朝と内通したのは、ポルトガルの守備隊の隊長が Narūtam の娘を見初め結婚を Narūtam に要求したため、それを拒否した Narūtam がヤアーリバ朝と内通したとされる。その記述は、Narūtam が家族とともにマスカトに住んでいたことを示しており、ポルトガルの時代にインド人たちの定住化が進んでいたことが見て取れる。

ポルトガルの時代にマスカトにいたインド人たちは、ポルトガルが作った海洋支配体制の下でインドとの貿易に従事していたか、または、インド洋やペルシャ湾などの諸港との貿易を行っていた者たちであり、あるいは、マスカトでの守備隊への補給業務などを行っていたインド人たちであった。後の時代におけるマスカトでのインド人の仕事から推測すると、当時は、ポルトガル守備隊の駐留に伴って縫製業、鍛冶屋、床屋など多様な職種のインド人も存在していたものと思われる。当時のマスカトはポルトガルの領土で、ポルトガル人を中心にしてインド人なども住み、オマーンの一部というよりもポルトガルとインドの出先のような場所であったと考えられる。

ポルトガル時代のマスカトとその他のオマーン地域との人や物の交流については、史料には関連する情報はなく不明であるが、商品の売買や生活必要物資の供給などの経済的交流はあったものと思われる。しかし、前出のインド人商人 Narūtam の内通でヤアーリバ朝のマスカト奪回が成功したとされることか

ら見ても、ポルトガル時代のマスカトにはヤアーリバ朝とつながりのあるオマーン人は、存在しなかったか、存在したとしてもごく少数であったらうと思われる。

2. アラブ・イスラーム統治下に入ったインド人

マスカトは、1650年から18世紀の半ばまでの約100年間はヤアーリバ朝の統治下におかれた。ヤアーリバ朝の統治者であったイマーム（イスラームの宗派イバード派の宗教的統治者）は、内陸部のニズワーヤルスタークに住み、そこからマスカトを統治した。

ヤアーリバ朝時代のマスカトのインド人に関しては、C. Allen は、インド人たちはヤアーリバ朝の統治下でも繁栄を続けたと述べ、加えて、ヤアーリバ朝はヒンズー教徒のインド商人たちにマスカトに寺院を建設する特権を与えたようである、と記している⁽¹³⁾。その記述はインド人をめぐる状況はポルトガル時代と大きくは変わらなかったと述べているように思われるが、その研究論文の中では、ヤアーリバ朝期におけるインド人の繁栄を立証する証拠は示されておらず、また、寺院建設の特権に関しても立証されていない。

ヤアーリバ朝の時代においてインド人が存在したことが確認できる史料は、マスカト奪回から38年が過ぎた1688年にマスカトを訪問したKaempferの記述で、彼は、マスカトには地元のアラブ人以外にも、ヒンズー教徒のインド人やユダヤ人も住んでいると記している⁽¹⁴⁾。その1688年のKaempferの記述の後には18世紀の半ばになるまで、旅行記などの中にはマスカトでのインド人の存在を示す記述は見当たらないのである。そのことから、ヤアーリバ朝の時代にはマスカトにはインド人が住んではいたが、活発な貿易活動はできなかったのではないかと推測される。

ヤアーリバ朝はポルトガルからマスカトを奪い返した時に、マスカトの港に

停泊していたポルトガルのいくつかの大型帆船を戦利品として取得した。ヤアーリバ朝の統治者たちはその船を用い、加えてインドからも新規に大型帆船を購入し、艦隊を編成して通商活動に乗り出した。

そのヤアーリバ朝の艦隊は、インド洋での通商権益を守ろうとしたポルトガルの艦隊と各地で衝突し、ポルトガルとヤアーリバ朝との間では厳しい対立が続いていた⁽¹⁵⁾。インド洋ではイギリス東インド会社などの活動が強まっていたが、インドからアラビア半島、そして東アフリカにかけての海域ではポルトガルがまだ強い勢力を持っていたからである。ヤアーリバ朝の艦隊はペルシャ湾方向と東アフリカに活動地域を広げていっており、通商上の権益や支配権を守ろうとしたポルトガルと衝突することが多かったのである。オマーンは東アフリカでのポルトガルの最大の拠点であったモンバサを1698年に攻略し支配下に置いている。対立抗争が続く中で、ポルトガルはオマーン船に対しては、その支配下にあったインドの諸港を閉じて、オマーンとの貿易を禁止していた⁽¹⁶⁾。

ヤアーリバ朝の統治者たちは、インド人商人による、インドとアラブ地域とを直接結ぶ貿易を妨害し、それを支配下に置こうとしていた。1674年には、オマーン艦隊はイエメンのモカの近くでインド人商人の商船隊を攻撃し、同様に1679年には、バールマンデブ海峡ではインド人商人の商船隊を止めて課税をしている⁽¹⁷⁾。アラビア半島周辺でのインド人商人の貿易活動には困難が加わった。

そうした状況下では、とりわけ貿易面では、17世紀後半にはマスカトでインド人が活躍できる余地は大幅に狭まったもの考とえられる。

また、ヤアーリバ朝はイバード派の宗教・政治指導者であるイマームによって統治されたイスラーム色の濃い国家であった。ヤアーリバ朝のマスカト奪回後もマスカトに残ったインド人たちもいたとは思われるが、彼らはヤアーリバ朝のイマームの支配下に入った。前述の *Narūtam al-Bāniyāni* とその家族はマ

スカトに住み続けたが、マスカト攻略に功績があったため、イマームは Narūtām とその家族に対しジズヤの支払いを免除した⁽¹⁸⁾。そのことは、Narūtām 以外のヒンズー教徒のインド人たちにはジズヤが課せられたことを意味する。ヒンズー教徒のインド人たちはジズヤを支払い、ヤアーリバ朝の統治に従うことになったのであった。

ポルトガルとの対立、インド人商人の貿易活動への妨害、ヤアーリバ朝の統治などはヒンズー教徒のインド人商人の活動に制約となった。

結局、インド人たちの貿易活動は低調になり数も減少し、目立たない存在になったものと考えられる。そのことは、1650年以降18世紀半ばになるまでの、オマーンを扱った歴史史料においてインド人に関する記述がほぼ消えたことと平仄が取れている。

モンバサを攻略し支配下に置いたヤアーリバ朝は、18世紀の初頭までにはインド洋西部海域での貿易において優勢な立場を確立することとなった。貿易活動が盛んになったわけであるが、それに伴ってインド人の数も少しずつ増えていったものと思われる。

1872年以降の時期にイギリスの司政官兼領事としてマスカトで何度も勤務した S. B. Miles はその著書の中で、1742年にナーディルシャーが派遣したペルシャ艦隊がマスカトに接近したときに、アラブやヒンズー教徒の商人たちは商品を他へ移し町から逃げた、と記しており⁽¹⁹⁾、1742年の段階では一定数のインド人が存在していたことを示している。しかし、インドとの貿易は限られていたようで、インド人の数も多くはなかったものと思われる。オマーンでは1723年にヤアーリバ朝の内戦が始まり、内戦は1740年代まで続いた。内戦がもたらした政治的混乱はインド人の活動に打撃となり、そのこともあり、インド人の活動がさらに強まることはなかったのである。

オマーンの歴史を俯瞰すると、マスカトでインド人の数が増え、活動が活発になるのは、インド亜大陸の諸地域との間の政治的關係が良好で安定している

ときである。あるいは、例えばポルトガルやイギリスなどのような、インドに拠点を置く勢力がオマーンに進出してきたときにも、インド人の活動が強まっている。両地域の良好で安定した関係や、インドとの結びつきの強まりは貿易を発展させ、また、オマーンでのインド人の活動を容易にし、オマーンにやってくるインド人が増加するからである。ヤアーリバ朝の時代は、特にその前半には、その反対のことが起きていたのであった。

ヤアーリバ朝の時期までは、インド人とオマーンの国内経済との結びつきは強くはなかった。それが強まったのは次のブーサイド朝の時代になってからのことである。

3. ブーサイド朝期のインド人の進出

マスカトのインド人をめぐる状況が大きく変化したのは18世紀の後半になってからのことである。オマーンでは18世紀の半ばにアハマド・ビン・サイードの統治が始まりブーサイド朝が開始された⁽²⁰⁾。アハマド・ビン・サイードは、ヤアーリバ朝イマームと同じように内陸部のルスタークを統治の拠点としたが、海外との貿易にも関心が強く、自らが保有した大型帆船を使用してインドとの貿易も進めた⁽²¹⁾。

そうした中でインド人の数が増え、経済での役割が強まっていった。ドイツ人でアラビア旅行をしたことで知られている Carsten Niebuhr の1765年の記述では、「マスカトには他のどのアラビア地方よりも多くのヒンズー教徒のインド人 (Banian) が住み、その数は最低でも1,200人で、かれらは妻を連れてきており、彼らの部屋には偶像が置いてある」と述べている⁽²²⁾。アハマド・ビン・サイードの統治が始まって20年が過ぎているが、マスカトには相当数のインド人が住んでいたことが見て取れる。

インドとの貿易関係は18世紀末にかけてさらに進んでいく。オマーンは国

内で消費した米の多くを、インドのマイソールの港湾都市マンガロールから輸入していた。アハマド・ビン・サイドは1774年ないしは1776年に、マイソールと貿易協定を締結した。協定では、他の地域からのインド人商人に対してはマスカトの税関で8%の輸入税が課せられていたが、マイソールの商人は4%に減額されると定めていた。協定によって、マスカトにはマイソールの利益代表が駐在しマンガロールにはマスカトの利益代表が駐在した⁽²³⁾。インドとの貿易はさらに進み、19世紀のはじめまでには、オマーンの商船はインドの西岸の諸港とともに、東岸の諸港も訪問するようになっていた⁽²⁴⁾。

オマーンでは、ペルシャ湾岸地域や東アフリカ地域との貿易も盛んに行われていた。18世紀末から19世紀初めにかけては、エジプト国内での政治的混乱などもあり、アラビア半島周辺では紅海を経由してエジプト・地中海へ向かう貿易ルートが衰退し、代わって、ペルシャ湾を経由した貿易が拡大した。ペルシャ湾経由の貿易の大きな部分はオマーンによって担われていた。イギリスのインド政庁でペルシャ湾の地誌を取りまとめたJ.G. Lorimerは、「18世紀末には、イランのブシール、イラクのバスラで輸入したインド商品の半分以上はマスカトを経由したものであり、また、バハレーンで輸入したインド商品の多くもマスカトを経由したものである」と記している⁽²⁵⁾。オマーンはザンジバルなどの東アフリカ地域との貿易も行っていたが、こうした貿易活動はオマーンに経済的繁栄をもたらした。

インドやペルシャ湾岸地域、東アフリカ地域との貿易の拡大と、それがもたらした経済的繁栄の中で、マスカトに住んでいたインド人による貿易活動も強まった。マスカトのインド人のなかには商船を所有し貿易活動を行うものもいたとされた⁽²⁶⁾。続いて、インド人たちはオマーン国内の経済へのかかわりを強めるようになり、インド人たちのオマーンの経済での位置と役割はさらに変化していった。

18世紀後半にはマスカトを経由したオマーン国内との商品の取引も増加し

ていった。大型帆船でマスカトまで商品を運び、そこから、いわゆるダウ船などの小型船で隣接したマトラフの町に運び、マトラフからはラクダなどを用いて内陸部に運ぶルートが拡大していった。オマーンからのデーツなどの輸出はその逆のルートを通った。中継地となったマトラフには18世紀末頃からムスリム・インド人の移住が進んだ。Lawātiya⁽²⁷⁾ないしはKhojaと呼ばれたシーア派のインド人であった⁽²⁸⁾。彼らは内陸部相手の商業などに従事していた。

当時のインド亜大陸はアラビア半島地域に向けた様々な商品の供給地で、例えば、衣料品や調理用具・食器、武器、原料となる鉄などの金属、あるいは米などの食料、さらには材木などがアラビア地域に向けて供給されていた。オマーンの安定と経済発展の中で、それらのインド商品への需要が増え、インド商品の供給に携わっていたヒンズー教徒やムスリムのインド人の活躍の場が増えたのであった。そうした状況の中で、19世紀にかけてインド人たちはオマーンの経済とより深くかかわるようになり、さらにはブーサイド朝の財政においても大きな役割を果たすようになっていく。

特に重要なのがマスカトの税関業務がインド人の手に委ねられるようになったことである。当時のマスカトの税関は、単に関税の徴収を行っていただけではなく、政府が必要とした物資の購入や政府職員への給与の支払いなどもおこなっており、政府の財政で大きな業務を担っていた⁽²⁹⁾。

1800年までにはマスカトの税関業務はMowjeeという名前の裕福なインド人に徴税請負に出されていたとされる⁽³⁰⁾。その後の記録でも、1809年から1811年まではマスカトの税関業務は裕福なヒンズー教徒のインド人に徴税請負されていたとされる⁽³¹⁾。ヒンズー教徒のインド人がマスカトの税関を徴税請負していた記録は1835年⁽³²⁾と1838年についても残されている⁽³³⁾。それらの記録から考えて、1800年頃以降はマスカトの税関業務は徴税請負に出されており、資金力のあったヒンズー教徒のインド人が徴税請負人となっていたと見て良いであろう。ヒンズー教徒のインド人による徴税請負は19世紀後半も

続き、1913年に廃止されるまで100年以上の長期間行われていたのであった。

インド人が税関の徴税請負をするようになったこと背景には、オマーンの統治の性格がイスラーム色を弱め世俗的になったことがある。ブーサイド朝の当初の統治は、ヤアーリバ朝と同じようにイマームの統治として始まった。1780年代以降になると、ブーサイド朝の統治者はその居住地を内陸部のルスタークからマスカトに移し通商活動により大きな力を入れるようになった⁽³⁴⁾。ブーサイド朝の財政ではマスカトにおける貿易活動とマスカトの税関から得られた収入が大きな比重を占めるようになり、マスカトの重要性が増したこともマスカトへの移動の背景としてあった。内陸部のイバード派中心の部族社会から、インド人なども住み多様性のあったマスカトへ移動したブーサイド朝の統治者は、それまでのイマームとしての統治を止め、世俗的な統治者であるサイイド(Sayyid)として統治するようになった⁽³⁵⁾。サイイドの称号を持った統治者は後の時代にはスルターンと呼ばれるようになる。世俗性を増したブーサイド朝の統治は、税関の徴税請負という形で、ヒンズー教徒のインド人が政府の財政に関わることを可能にしたのであった。

マスカトの税関は輸入品と輸出品から税金を徴収し⁽³⁶⁾、また、軍や政府の必要物資を購入し、さらには、軍人や政府の職員の給与を支払うなど、政府の財政業務の大きな部分を担っていた。貿易や商業で財を蓄えたインド人が、一定の金額を支払い⁽³⁷⁾、マスカト税関を徴税請負することになったのであった。

19世紀の初めにはマスカトにいたヒンズー教徒のインド人たちは金融業務をおこなっていたことが知られている⁽³⁸⁾。マスカト税関は必要に応じて政府の資金調達を行うことがあり、金融活動に制約のあったイスラーム教徒よりもヒンズー教徒のインド人の方がマスカト税関の運営には向いていたのであった。

マスカト税関でのインド人による徴税請負によって、インド人たちはオマーンの財政で重要な役割を果たすようになり、オマーンの経済におけるインド人

の立場と役割はさらに強まった。このようにブーサイド朝の時代にインド人はオマーンの財政や経済とのかかわりを深めていったのである。

もっともインド人たちが住んでいたのはマスカト（旧市街）とマトラフが主な場所であった。19世紀後半の史料を見るとスールなどの他の港町にも、ごく少人数のインド人が住んでいた記録があるが、19世紀初頭については不明である。また、史料を見る限りでは、19世紀を通して、内陸部地方に関してはインド人商人が住んでいた記録は見当たらない。ムスリムのインド人商人などの中には、内陸部まで行って販売や仕入れを行う者もいたかもしれないが、インド人商人たちは、内陸部地方に住むことはなかったと思われる⁽³⁹⁾。インド人たちはブーサイド朝の財政やマスカトとマトラフの経済では大きな役割を果たしていたが、オマーン全体の経済ではその役割は限定的であったと考えられる。

4. イギリスの進出と1867年のマスカト枢密院勅令

マスカトにいたインド人たちは、ポルトガルの時代にはポルトガルの支配下に置かれ、ヤアーリバ朝以降はオマーンの統治者の支配下に置かれた。ブーサイド朝の時代には、統治権の世俗化が進んだこともあり、マスカトとマトラフに住んでいたインド人たちは、ある程度自由に経済活動を行うことができたものと考えられる。

オマーンが経済的に最も繁栄したのは18世紀後半から19世紀前半にかけての時代である。オマーンは、18世紀後半にはペルシャ湾岸・アフリカ・インドを結ぶ貿易で大きな利益を手中にした。19世紀前半には、エジプトの安定化で紅海貿易が復活しペルシャ湾岸との貿易は減少したものの、オマーンが支配下に置いていたザンジバルを中心とした東アフリカ地域の経営で大きな収益を上げることができた。

オマーンの繁栄の下で、マスカトとマトラフでは多数のインド人が貿易や商業などで活躍していた。1837年にマスカトを訪問したJ.R. Wellstedはそのアラビア旅行記の中で、「マスカトとマトラフの人口は6万人で、インド人(Banyans)は1,500人おり、その数は増え続けている。彼らは真珠貿易を独占している」と記している⁽⁴⁰⁾。

なお、1844年のイギリスの報告によると、オマーンの支配下にあった1843年のザンジバルには、約800人のアラブ人が住み、800人のヒンズー教徒とムスリムのインド人が住んでいたとされているので、インド人たちはオマーン本土とザンジバルの双方の経済において重要な役割を果たしていたことが理解される⁽⁴¹⁾。

19世紀に入るとオマーンとイギリスとの交流が始まったが、イギリスがインドでの影響力と支配権を次第に強めていくようになると、オマーンに住んでいたインド人にも影響が出るようになっていく。そうした中で、19世紀後半にはインド人の法的立場をめぐり、オマーンとイギリスとの間で対立が発生した。

オマーンとイギリスが正式な外交関係を持つようになったのは1800年の事である。1798年にはナポレオンに率いられたフランス軍がエジプトに進攻し占領している。そのことによって、インド周辺でフランスの影響力が強まることを恐れたイギリス東インド会社は、1798年にインドからマスカトに使節を送り、当時のブーサイド朝の統治者でありサイドの称号を持ったスルターン・ビン・アハマドとの間で、マスカトにおけるフランスの影響力の排除などを内容とした協定を締結した⁽⁴²⁾。続いて、1800年に両者の間で締結された協定により、マスカトにイギリス東インド会社の駐在政務官(Political Resident)が駐在することになった。1800年の協定では「イギリス東インド会社側のイギリス人がマスカトに常駐し、その人物を通して両国間の交渉・交流が行われる」と記載されている⁽⁴³⁾。東インド会社側の駐在政務官ではあったが、イギ

リス政府とオマーン政府との間の交渉・交流を担っていたのである。

イギリスとオマーンとの関係が強まっていく中で 1839 年には、「イギリス・オマーン通商条約」が、イギリス政府（ヴィクトリア女王）とオマーン政府（サイイド・サイード・ビン・スルターン）との間で締結された⁽⁴⁴⁾。同通商条約は、その第 5 条でオマーンにおけるイギリスの領事裁判権について定めている。

同通商条約の中では、「マスカトのスルターンはイギリス国民（British subjects）の間の争い、ないしは、イギリス国民とその他のキリスト教国家の国民の間の紛争には干渉してはならない」と定めている。また、「スルターンの国民（subjects）とイギリス国民との間で争いが起きた時には、スルターンの国民が告訴人（原告）の場合にはイギリスの領事裁判で取り扱う、しかし、イギリス国民が告訴人で、スルターンの国民、ないしは、その他のムスリム国の国民を相手とする場合には、マスカトのスルターンによって裁きがなされる。」と記している。

通商条約の文中にある British subject は、後の時代にはインド人を含むようになる。しかし、この当初の通商条約における領事裁判権の規定では、インド人についての言及はなく扱いが不明である。C. Allen は、British subject であるかどうかを決める一般的な原則では、イギリスがそのインド人の出身地を直接支配下に置いた後にマスカトに定住したものはイギリスの保護を受けられる、と記している⁽⁴⁵⁾。Allem の説明からは、通商条約が締結された 1839 年の段階では、British subject にはインド人は含まれていないと見られる。

インドがイギリスの支配下に組み込まれる過程が進行した 19 世紀半ばに關しては、イギリスの領事裁判とインド人との関係には不明な点が多い。オマーンに住んでいたインド人には昔から住んでいたインド人がいた一方で、新しくインド亜大陸からやってきた者たちもおり、インド人によって状況が異なっていた。また、インド亜大陸の出身者であるとしても、イギリスの影響下の地域であるかどうかによっても異なろう。しかし、いずれにせよ、その時期にはイ

インド人との関係でイギリスの領事裁判が大きな問題になることはなかった。

イギリス政府は1867年に「マスカト枢密院勅令」(The Muscat Order in Council)を發布した。ヴィクトリア女王の名前で發布され、1867年11月5日付けのイギリスの官報(*The London Gazette*)で公示された同枢密院勅令は、マスカトでのイギリスの領事裁判について、イギリスの法律として定めたものである。

マスカトでのイギリスの領事裁判は、1839年のイギリス・オマーン通商条約で定められていた。しかし、その後にイギリスによるインドの直轄統治が始まり、特に多数のインド人が居住したオマーンでの領事裁判を、大英帝国の国内法として整備する必要があったためである。さらに、イギリスは1866年にはザンジバルに関する「ザンジバル枢密院勅令」(Zanzibar Order in Council)を發布しており⁽⁴⁶⁾、以後、中東やアフリカ地域に関し同様な枢密院勅令が出されていくことを考慮すると、イギリスが法の面でも海外での支配を強めていた流れの中で行われたと見ることもできよう。

マスカト枢密院勅令についてイギリス政府がその法的根拠としたのは、第一には前述の1839年のイギリス・オマーン通商条約であり、二番目は1843年の「(イギリス)1843年海外司法権法」((British) Foreign Jurisdiction Act of 1843)であった⁽⁴⁷⁾。その海外司法権法は、海外に居住したイギリス国民に対しイギリス国内法を適用することを規定したものである。

イギリス政府は1867年のマスカト枢密院勅令をオマーンに居住していたインド人に適用しようとした。同枢密院勅令は、その第30条において、「すべてのイギリス国民(British subjects)と、そして、インドでのイギリス保護下にあるすべての藩王国で生まれた者(natives)でオマーンに住む者はイギリスの保護を請求できるので、それらの者についての登録簿をイギリス領事は保管しなければならない」と規定している。つまり、マスカト枢密院勅令は、オマーンに住むインド人たちに、全てのインド人ではないとしても、イギリスの司法

権が及ぶことを規定しているのである。

しかし、同枢密院勅令は、あくまで、イギリスの法律であり、オマーンとの間で締結された条約ではなかった。また、イギリス・オマーン通商条約で領事裁判についての簡単な規定はあったものの、同枢密院勅令のもう一つの法的根拠となっていた1843年海外司法権法はイギリスの国内法であった。したがって、オマーンの統治者（当時はスルターンの称号）にとって、領事裁判の詳細を定め、かつインド人に対して適用すると規定した同枢密院勅令に従う義務はなかったのである。イギリスがオマーンに住んでいたインド人に対してマスカト枢密院勅令を適用しようとする、当然、問題が起こることになる。スルターンにとってはインド人がオマーンの法の支配下から離れ、また、徴税などの面でも不利益が生じることになる。問題が解決するまで数年を要した。

イギリスとオマーンとの間で交渉が行われ、1873年にスルターン（サイイド）・トルキー・ビン・サイードとイギリス政府との間で合意が成立し、協定が締結された⁽⁴⁸⁾。その協定の中では、「インド藩王国に帰属する者（subjects of Native States of India）でオマーンにおいて法を犯した者は、イギリス国民（British subjects）と同様にマスカトでの領事裁判に付される」とし、さらに「イギリス政府とオマーンとの間で締結されたすべての条約における British subjects の用語には、インド藩王国に帰属する者が含まれるものとする」と規定し、その規定はスルターン・トルキー・ビン・サイードとその子孫の時代にも適用されると定めている。

こうして、1873年以降はオマーンにいたインド人は、オマーン人化していた一部を除く大部分は、British subjects とみなされ、1947年のインドの独立までマスカトのイギリス司政官・領事の保護下に置かれることになったのである。この時期以降の British subject はイギリス臣民と訳するのが妥当であろう。

マスカト枢密院勅令が発布されたもう一つの理由として、20世紀初めのイギリスのペルシャ湾岸統括官は、1862年の英仏共同宣言の存在を挙げている。

イギリスとフランスは長い間、中東やアフリカ地域などでの支配権をめぐり争ってきた。そうした中で、イギリスとフランスは1862年に、ともにオマーンの独立を尊重するとした共同宣言を發布している⁽⁴⁹⁾。イギリスは、1862年の英仏共同宣言によってオマーンを直接支配下に置くことが不可能になったために、オマーンにいた British subjects に司法権を及ぼす必要から、マスカト枢密院勅令が準備されることになった、とペルシャ湾岸統括官は記している⁽⁵⁰⁾。20世紀初めのイギリスのペルシャ湾岸統括官の文章にある、British subjects にはインド人が含まれていると考えられる。つまり、オマーンにはインド人が多く住みその管轄の必要性があったことに鑑み、マスカト枢密院勅令が發布されという説明である。

19世紀後半には、オマーンではイギリスの影響力が強まっていたが、その共同宣言によってオマーンはイギリスの保護国にされることはなく、その後も、国際法上は独立国としての立場を続けた。

5. イギリス保護下のインド人

オマーンとイギリス東インド会社との間での1800年の協定により、マスカトにイギリス東インド会社の駐在政務官 (Political Resident) が駐在することになった。19世紀のイギリスのペルシャ湾岸・オマーン管轄体制は極めて複雑なものである。時代により全体の統括体制が変り、オマーンに関しても管轄や名称の変更などがしばしば行われている⁽⁵¹⁾。そのため、ここでは概略について述べるが、1800年4月に Bogle, A. H. が初代の駐在政務官 (Political Resident) として赴任した。駐在政務官は、その後、死亡による中断や、オマーン的首都のザンジバルへの移動に伴う駐在政務官事務所 (Political Residency) のザンジバル移転などを挟みつつ1861年まで続いた。マスカトの駐在政務官はペルシャのプシールに駐在したイギリスのペルシャ湾岸統括官 (Political

Resident in the Persian Gulf) の指揮下に置かれ、ペルシャ湾岸統括官を通してインドのイギリス当局の管轄下にあった。

マスカトの駐在政務官は 1861 年に制度が変更され、それ以後は司政官 (Political Agent) と呼ばれるようになったが⁽⁵²⁾、直後に領事も兼務することになった。マスカトの司政官は、1862 年からは司政官兼領事として任務を務めることとなった。マスカトの司政官兼領事は、司政官としてはインドのイギリス当局の指揮下にあり、領事としてはロンドンの外務省の管轄下にあったが、マスカトでは司政官としての役割が重要であった。

マスカトにおけるインド人に関する領事裁判は、この司政官兼領事によって行われることになる。後に発布された「1915 年のマスカト枢密院勅令」のもとでは、司政官兼領事の年報の中で領事裁判の報告が義務付けられたため、1916 年以降に関しては領事裁判の件数等は確認することはできる。しかし、本稿で取り扱った 19 世紀に関しては、記録が見当たらないので領事裁判の詳細については不明である。

1867 年のマスカト枢密院勅令の後には、オマーンのインド人たちはイギリスとの結びつきを強め、マスカトの司政官兼領事の下でイギリスの保護を享受するようになった。19 世紀後半には、蒸気船の登場やスエズ運河の開通によりインド洋貿易の姿が大きく変わり、またザンジバルがオマーン本土から分離独立したことで、オマーンの経済はかつての繁栄を失った。経済の悪化に伴ってインド人の数も減少していったものの、インド人たちは引き続きオマーンの経済の中で重要な役割を果たし続けた。

オマーンでは 19 世紀にインドへのデーツの輸出が増加した。オマーンでの中心的な農産物はナツメヤシで、耕地の多くはナツメヤシの木で占められている。ナツメヤシの実を乾燥させたのがデーツで、当時のオマーン人の主食となっていたが、インドなどへも輸出されていた。インド人商人たちはそのデーツの取引にも深くかかわるようになっていた。20 世紀初頭の記録では、「イン

ド人商人たちはデーツの生産者に対し多額の前金を支払っている。デーツの生産者たちはデーツを商人たちに販売し、かくてインド人商人たちは貸付金の部分を回収し、多少の利益を得る」と記されている⁽⁵³⁾。

また、1903年のマスカトの司政官兼領事の報告では、「スルターンは、税関などで、多数のインド人（British subjects）を雇用している」と記載されている⁽⁵⁴⁾。1800年頃に始まったインド人商人による税関の徴税請負はまだ続いており、税関をはじめとして多数のインド人が働いていたのであった。時代が変わっても、引き続きインド人たちはオマーンの経済や財政で大きな役割を果たし続けていた。

オマーンとイギリスとの間の通商条約は1891年に改正された⁽⁵⁵⁾。その改正された通商条約の中では、オマーンにいたインド人たちは British subjects に含める、とする条項が入っていた。

イギリスは、1867年のマスカト枢密院勅令を改正して1915年に1915年のマスカト枢密院勅令を発布した。旧枢密院勅令が発布されてから48年が経過しており、その間にインドの統治体制と法律が変化したことに対応して、条項を修正する必要があったためとされる。また、1913年にバハレーン枢密院勅令が発布されており、そのバハレーン枢密院勅令の記載内容との整合性を取る必要もあったためとされる。1915年のマスカト枢密院勅令の中では、British subject には、イギリスの保護下にある者が含まれると規定されている。マスカト枢密院勅令は1939年に再度改定が行われ、1939年のマスカト枢密院勅令が発布されている。

6. 終わりに

オマーンにいたインド人の位置と役割は時代により大きく変わった。ポルトガルの時代には、マスカトでのポルトガル守備兵相手の仕事や商売、そしてイ

インド洋貿易が、インド人が担った役割の中心であった。イマームが統治したヤアーリバ朝の時代を経て、ブーサイド朝の時代になると、インド人たちはオマーン国内との経済的結びつきを強め、そして税関の徴税請負を通してオマーンの財政の中心を担っていくようになった。

19世紀になってオマーンとイギリスとの外交関係が作られると、インド人たちにイギリスの管轄と保護が及ぶようになっていく。インドがイギリスの直接支配下に置かれるようになった後に1867年のマスカト枢密院勅令が發布されたが、イギリスとオマーンのスルターンの対立はあったものの、最終的にオマーンにいたインド人たちの法的位置がイギリスの下にあることが確認されることとなった。

そのインド人たちは、20世紀になってからのイギリスによるオマーン支配の過程で重要な役割を果たすこととなった。イギリスは、インド周辺地域での影響力を強めるために、オマーンを保護国にすることを検討したことがあった。しかし、イギリスとフランスがともにオマーンの独立を尊重するとした1862年の英仏共同宣言の存在によって、イギリスはオマーンに対する保護国化宣言を出せず、オマーンを保護国とすることを断念せざるを得なかったのである。

しかし、スルターン・タイムール（在位1913 - 1931年）の時代には、オマーンにはイギリスの強い影響力が及ぶようになった。実質的にイギリスの支配下に置かれたといっても過言ではない。その時には、スルターンのインド人商人たちへの負債が大きな役割を果たした。スルターンのインド人商人たちへの負債は、前スルターンのファイサル・ビン・トルキーの時代（在位1888 - 1913年）に始まったものである。オマーンの財政が悪化したため、スルターン・ファイサルは主にインド人商人たちから少額の借入金をするようになった⁽⁵⁶⁾。インド人商人からの借入は続き、その累積額負債はしだいに膨らんでいきオマーンの財政は破たん状態になった。

そうした状況を受けて、イギリスはインド人への保護を名目にオマーンの内政に介入し、イギリス政府が負債の肩代わりをすることと引き換えに、オマーンを事実上支配下に置くことになったのである。オマーンは、その後も、国際法の上では独立を保ったもの、1970年にカーブース国王の統治が始まり石油開発が進み財政が確立するようになるまでは、事実上、イギリスの支配下に置かれていたのである。

- 1 Landen, Robert Geran, *Oman since 1856, Disruptive Modernization in a Traditional Arab Society*, Princeton University Press, Princeton, 1967. Allen, Calvin H., *Sayyids, Shets and Sultāns: Politics and Trade in Masqat under the Al Bū Sa'īd, 1785-1914*, unpublished Ph. D. thesis, University of Washington, 1978.
- 2 インド系のシーア派住民は Khoja ないしは Lawātiya と呼ばれ、山で隔てられたマスカットの隣町のマトラフに住んでいた。Allen, Calvin H., *op. cit.*, pp.118-128.
- 3 マラヤ大学での国際会議は International Conference on Islam and Multiculturalism のテーマの下で開催され、筆者の報告のタイトルは“Oman and Indian People in the 18th and 19th Centuries”であった。ニューヨーク大学アブダビ校での国際会議は Islam in Global Perspective のテーマで開催され、筆者の報告のタイトルは“Indian Merchants and British Protection in 19-20th Centuries' Muscat-The Muscat Order in Council and British Consular Jurisdiction-”であった。どちらも日本学術振興会の補助を受けた早稲田大学イスラーム地域研究機構における「多文化環境下における価値の交渉——イスラームとの共生に向けた発展的研究」の成果の一部である。
- 4 Bidwell, Robin, “Bibliographical Notes on European Accounts of Muscat 1500-1900”, *Arabian Studies IV*, ed. Serjeant, R. B. and Bidwell, R. L., London, 1978, pp. 125 ~ 129.
- 5 Bidwell, Robin, “Bibliographical Notes on European Accounts of Muscat 1500-1900,” *Arabian Studies IV*, ed. Serjeant, R. B. and Bidwell, R., London, 1978, p. 127. その中には, “the Portuguese have 7,000 men, a galleon and many ‘friggotts’ in Muscat.” と記されている。
- 6 16世紀初頭（1506年ないしは1507年）のポルトガルの侵攻で滅び廃墟となるまでは、13世紀末以来、マスカットの南方に位置するカルハートがホルムズ王国の重要拠点（双首都の一つ）として栄えていた。ホルムズ王国はペルシャ湾貿易と海洋貿易路の支配で栄えており、Miles は、カルハートにはヒンズー寺院の廃墟が存在し

- たと記している。Miles, S. B., *The Countries and Tribes of the Persian Gulf*, London, reprint, 1966, p. 526.
- 7 Bidwell, Robin, *op. cit.*, p.127.
- 8 *ibid.*, p.128.
- 9 福田安志「インド洋交渉史」, 宮本正興・松田素二編「新書アフリカ史」講談社現代新書, 講談社, 1997年, 221項.
- 10 Allen, Calvin H., *op. cit.*, p.128. Landen, *op. cit.*, p.131. なお, Banian にはムスリムのインド人が含まれることもあると Kelly は指摘している。Kelly, J.B., *Britain and the Persian Gulf 1795-1880*, Oxford, 1968, p.13.
- 11 M.N. ピアスン著・生田滋訳『ポルトガルとインド』1984年, 岩波書店, 62-89項.
- 12 Ibn Ruzaiq, Humayd b. Muhammad, *al-Fath al-mubīn fī sirāt al-sāda al-BūSa‘īdiyīn*, Masqat, 1977, p.286-289.
- 13 Allen, Calvin H., *op. cit.*, p.103.
- 14 Weisgerber, G., “Muscat in 1688: Engelbert Kaempfer’s Report and Engravings,” *The Journal of Oman Studies*, vol. 5, 1979, p.97.
- 15 福田安志「ヤアーリバ朝における通商活動とイマーム」『オリエント』, 第34巻第2号, 日本オリエント学会, 1991年, 74-92項.
- 16 Risso, Patricia, *Oman & Muscat*, London, 1986, p.13.
- 17 Serjeant, R. B., “Omani Naval Activities off the Southern Arabian Coast in the Late 11th/17th Century, from Yemeni Chronicles,” *The Journal of Oman Studies*, Vol. 6, Part 1, 1983, pp. 85-86.
- 18 Ibn Ruzaiq, *op. cit.*, p. 286-289.
- 19 Miles, S. B., *op. cit.*, p. 257.
- 20 ブーサイード朝が始まった年代に関しては諸説があるが, オマーン政府が刊行したオマーン史では, 1744年頃にアハマド・ビン・サイードの統治が始まったとし, また, 彼は1745年ないしは1749年にイマームになったとする説を紹介している。Ministry of Information, Sultanate of Oman, *Oman in History*, London, 1995, p.437.
- 21 アハマドは4隻の大型船と8隻の小型船を保有した。福田安志「ヤアーリバ朝」における通商活動とイマーム『オリエント』第34巻第2号, 1991年, 86-87項.
- 22 Bidwell, Robin, *op. cit.*, pp.132-133.
- 23 Ibn Ruzaiq, *op. cit.*, p. 371-372. Lorimer, J. G., *Gazetteer of the Persian Gulf, ‘Oman and Central Arabia*, Calcutta, 1915, reprint, vol. 1, *op. cit.*, vol. 1, p. 414.
- 24 Risso, Patricia, *op. cit.*, pp. 100-101, 154, 157, 161-165, 195-200. Lorimer, J. G., *op. cit.*,

- vol. 1, p. 435
- 25 Lorimer, J. G., *op. cit.*, vol. 1, p.166.
- 26 Risso, Patricia, *op. cit.*, pp.100-101, p.196.
- 27 Luwātiya あるいは Liwātiya と発音されることもある。
- 28 Allen, Calvin H., *op. cit.*, pp.118-128.
- 29 Ibn Ruzaiq, *op. cit.*, p. 421. Maurizi, Vincenzo, *History of Seyd Said, London, 1819*, pp. 112-113.
- 30 Risso, Patricia, *op. cit.*, p. 192.
- 31 Maurizi, Vincenzo, *History of Seyd Said, London, 1819*, p. 29. 請負のために支払った金額は年 18 万 MT ドル（ターラー）とされる。
- 32 Wellsted, J. R., *Travels in Arabia*, Austria, 1978, vol. 1, pp. 22, 379-380. 請負のために支払った金額は年 10 万 5,000MT ドル（ターラー）。
- 33 Bidwell, Robin, *op. cit.*, p. 150.
- 34 Wilkinson, John C., *The Imamate tradition of Oman*, Cambridge, 1987, p.13. Allen, Calvin H., *op. cit.*, p.38.
- 35 福田安志「イマームとサイド」『オリエント』第 32 巻第 2 号, 1989 年, 117-129 項。
- 36 マスカトの税関は輸入品から関税を徴収したのみならず, オマーンの主要な農産物であるデーツ（干したナツメヤシの実）の輸出に対し税金を課していた。オマーンの農産物の中心はデーツであったが, 統治の拠点が内陸部からマスカトに移動し, 内陸部での徴税が困難になったために, 主にインド向けに輸出されていたデーツに対し税関で課税するようになっていた。
- 37 注 31 および注 32 に徴税請負時に支払った金額を記した。
- 38 Risso, Patricia, *op. cit.*, p.200. ムスリムが相手の時には今日のイスラーム金融に近い手法が用いられていた。
- 39 ただし, 銅や銀を加工したムスリム・インド人の手工業者については内陸部に住んでいた可能性はある。
- 40 Bidwell, Robin, *op. cit.*, p.147.
- 41 ロンドンの The National Archives に収蔵のイギリス外交文書, FO54/6, Muscat No. 147. Captain Hamerton to the Earl of Aberdeen, Zanzibar, January 2, 1844.
- 42 Aitchison, C.U., *Treaties and Engagements Relating to Arab and the Persian Gulf*, Oxford, 1987, pp.287-289.
- 43 Aitchison, C.U., *op. cit.*, pp.288-289. Peterson, J.E., *Oman in the Twentieth Century*,

- London, 1978, pp.144-145. Hawley, Ruth, *The British Embassy in Muscat*, Muscat, 1980. p.2.
- 44 Aitchison, C.U., *op. cit.*, pp. 292-299.
- 45 Allen, Calvin H., *op. cit.*, p.124.
- 46 FO93/116/1, Zanzibar Order in Council.
- 47 FO83/2312, Law Office's Report: Muscat 1838-1867 に根拠が明記。
- 48 Aitchison, C.U., *op. cit.*, p. 309.
- 49 FO371/3241, 'Declaration between Great Britain and France, engaging reciprocally to respect the Independence of the Sultanate of Muscat and Zanzibar', by Her Majesty the Queen of the United Kingdom of Great Britain and Ireland and His Majesty the Emperor of the French, signed at Paris, 10 March 1862. 共同宣言はフランスの影響力がオマーンに及ぶのを防ぐ目的で作られたが、イギリスによるオマーンの保護国化で、フランスがアフリカで同様なことを実施する可能性も考慮して、共同宣言が作成されたとされる。
- 50 FO371/3241, a letter from the Political Resident in the Persian Gulf, Bushire, dated the 19th of January 1913.
- 51 詳しくは以下の文献を参照。Tuson, Penelope, *The Records of the British Residency and Agencies in the Persian Gulf*, London, 1979. pp.1-9, pp.151-172. Peterson, *op. cit.*, pp.144-148, pp.225-228. Hawley, Ruth, *op. cit.*, pp.2-5, pp.20-23.
- 52 日本語での駐在政務官、司政官、ベルシャ湾岸統括官は筆者による仮訳である。
- 53 FO371/2051, Political Muscat 1914. A petition to His Britannic Majesty's Consul and Political Agent, Maskat, the 20th of June 1914. なお、その文書資料の中では The British merchants と記されているが、それはインド人商人を指していると考えられるため、ここでは、インド人商人と訳した。
- 54 India Office Records, R15/6/252, Commercial Treaty 1891, Muscat Order-in-Council 1915.
- 55 FO93/65/1, Treaty of Friendship, Commerce and Navigation between Her Majesty and His Highness the Sultan of Muskat.
- 56 FO371/88, Confidential No. 2277, Bushire, the 26th of September 1906.

Indian Merchants and British Consular Jurisdiction in Modern Oman : The Change of Role of Indians in Oman

by Sadashi FUKUDA

The role of Indians in Muscat shifted and changed depending on time periods and contexts. During the Portuguese period, Indians served as providers of provisions for the stationed Portuguese garrison, as well as merchants for entrepot trade.

In the time of Ya'āriba, Indians continued to play a role in entrepot trade in Muscat. In the Busa'īd period toward the end of the 18th century, they acquired importance in entrepot trade, while Muscat became an emporium in the Indian Ocean and Persian Gulf trade. The prosperity of Muscat and communication with the Indian subcontinent attracted Indians to Muscat. Then, the Indians in Muscat in the 19th century became tax farmers in Muscat Customs.

The British government issued an Order in Council, 'Muscat Order in Council' in 1867, which aimed to regulate the British consular jurisdiction in Muscat. The Order in Council also had an aim to cover Indians in Muscat under the British consular jurisdiction. However, the Muscat Order in Council was a British law, not a treaty with Oman. The Sultan of Oman had no obligation to follow its provisions. The Sultan objected the application of the Order in Oman. Finally, an agreement was reached in 1873 between the Sultan and the British Political Agent and Consul. By the agreement, Indian merchants in Oman were regarded as British subjects and remained under the British Agent and Consular jurisdiction until the independence of India in 1947.

The Indians continued to have an important role in Omani economy in the beginning of 20th century, as Indians engaged in the trade of dates with financial services. They played a key role in establishing British dominance over the Sultanate.